第

4902

뭉

 $\frac{RE \stackrel{\longleftarrow}{ADAS}}{U-\vec{y}_{r} \times D\vec{p}_{\vec{r}}}$

1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 1月 16日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 不動産の貸付と事業的規模

Q:不動産の貸付業は、規模によって取扱いが違うそうですが、どのようになっているのですか?

A:事業的規模かどうかで取扱いが違います。

【解説】

不動産の貸付に係る所得は、不動産所得に 該当しますが、その不動産の貸付が、事業的 規模かどうかでその取扱いが違うこととなっ ています。

具体的には、次のような違いがあります。

- ・事業的規模の場合 青色事業専従者給与や65万円の青色申告特 別控除が認められる。
- ・事業的規模でない場合 青色事業専従者給与は認められず10万円の 青色申告特別控除が認められる。

事業的規模かどうかは、社会通念上、事業に該当するかどうかで判定され、貸付資産の規模や賃貸料収入の状況、貸付資産の管理に特別の人的、物的施設を設けているかどうかなど総合的に判断して、事業に該当するかどうかを判定することになります。

なお、その判定が困難な場合には、建物の貸付の場合の形式基準、すなわち、アパート等は貸与できる独立した室数がおおむね10室以上、独立家屋はおおむね5棟以上を参考に判定することになりますが、最終的には、その貸付が社会通念上、事業といえるかどうかにより判定することになります。







